

平成25年1月24日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

NHKは本日、16都道府県の24人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる法的手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行手続きを申し立てます。

【予告の概要】

対象者 16都道府県の24人

(東京都1、神奈川県2、埼玉県2、新潟県1、群馬県1、大阪府4
兵庫県2、奈良県1、愛知県1、静岡県1、三重県1、岡山県1、沖縄県1、
青森県1、北海道3、高知県1) 数字は人数

※ 支払期限 平成25年1月31日